

令和4年12月12日

令和4年度第9回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和4年12月12日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和4年12月12日（月曜日） 午後2時35分

4. 議案

- 議案第43号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第45号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第46号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
- 議案第47号 令和5年度青森市農作業標準労賃等について
- 報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
- 報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第31号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	11番 豊川 明子	13番 中村 美喜雄
14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光	16番 野口 友子
17番 福士 修身		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

12番 長野 英雄	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹
-----------	-----------	-----------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 澤田 秀一	4番 工藤 隆正
5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一
9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
12番 斉藤 直美	14番 奈良岡 和也	16番 天内 輝明
17番 三上 紘史	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

8番 山田 五月	13番 石川 正光	15番 野呂 正幸
18番 出町 鉄昭		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 分室長	佐 藤 保
主 幹	堀 内 和 之	主 幹	工 藤 武
主 事	天 内 隆 人	主 事	齊 藤 諒

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局分室長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 16 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員は 14 名が出席しております。以上です。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、令和 4 年度第 9 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしく願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。13 番中村美喜雄委員、16 番野口友子委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 43 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 8 件、賃借権設定が 4 件、使用貸借権設定が 1 件となります。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 4 ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧いただきたいのですが、申請事由としては、譲渡人または貸主については、労力不足や妻へ使用貸借するためであり、譲受人または借主については、経営規模の拡大等や新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している A3 版の「調査書」のとおりであります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。今回は新規就農者が 2 名おりますが、そのうちの 1 名、●●●●さんは総会場所を間違えてしまい、現在こちらに向かっているようですので、●●●●さんについては、到着次第審議して頂ければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、まず、2 ページ目の所有権移転、申請番号 82 番の●●●●さんは新規就農の方で、ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

本件については、豊川明子委員のご家族が農地所有者であるため、議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(豊川明子委員 退席)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

では、●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

まず、簡単に自己紹介と、申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

みなさん、こんにちは。今日はよろしくお願ひします。

青森市在住の●●●●と申します。年齢は51歳。現在は、自動車の解体業をしております。申請に至った理由ですが、解体業の後継者も決まった事から父親の勧めもあり、今後、自分の老後に農業をやっていきたくと決意しました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願ひします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1番秋谷と言ひます。●●さん、大変ご苦労様です。1点お尋ねしたいと思ひます。

まず農業に挑戦したいということですが、評価し歓迎したいと思ひます。営農計画書の中で農業の収入では厳しいなと感じているのですが、その辺について、一つ対策とかお話しして頂ければと思ひます。

○●●●●氏

現在、私は農業というのは家庭菜園でやった事くらいしかなくて、父親も実家の方で家庭菜園していましたが、家庭菜園の隣に、隣人がカーポートを建ててしまい日差しが全然入らなくなってしまい出来なくなってしまった事と、父親の方から畑とか買うのであれば一緒にやりたいという話があり、このような運びとなりました。私の方も5年間を目途に勉強していき、その後は農業をメインにやっていきたくと考えています。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。収入面はどうですか。厳しいような感じですけど。

○●●●●氏

最初の5年間は、勉強ということで、かぼちゃでスタートして、取引先や地域の皆様に配ったりというような形で5年間は勉強していき、その後5年目以降は違う品目で、青森カシスとかに携わって行って、多少収入も得るような形で考えていきたくと思ひます。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。農業は初めてでしょうけど、サポートする機関がいっぱいありますので、行き詰まったり勉強したいということであれば、そこに相談すれば、相談に乗ってくれますので、利用した方がいいと思います。まずは、青森市役所農業政策課。我々がいる農業委員会にも素晴らしい農家の方がいますので、農業委員会にも相談した方がいいと思います。それから、県の東青県民局農林水産事務所にも色んなサポートをする係がいますので、そこに相談してもいいです。市と県、農協もあるんですけど、農協を利用しないのであれば市と県に相談すれば、いろんな知恵出してくれると思いますので利用した方がよろしいと思います。よろしく、どうぞ。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番安部です。3 点ほどお伺いします。

ここの土地を購入するにあたって、選んだ理由が 1 点。●●さんの会社自体は、南佃の東青森駅の近くに事業所あると思うんですけど、宮田の方にも事業所があるんでしょうか。

それと、かぼちゃを植えるのは構わないですけど、新規就農の人つかぼちゃ、にんにくって特定の品種を指定して就農する方多いですけど、見れば自家消費で半分、半分が売るとなっていますけど、それで大丈夫なのかなと。

農機具も借りることになっていますけど、●●さんの事業内容とか資産からいって、5 年後にそういう目標があるのであれば、機械は購入した方がよろしいのではないかなと。借りるという選択はどういう感じで選択したのか教えて欲しいです。

○●●●●氏

今の自動車解体業は、南佃の方に本社があります。

東バイパスの野内字小笹の方に第 2 工場がありまして、国道沿いですけど、今回は●●さんの紹介で近くの農地を買わせてもらうんですけど、東バイパスの第 2 工場の斜め向かいにちょうどありまして、私もいつも東バイパスの第 2 工場の方にいつも行っていましたので、行き来もしやすいので、場所は東の方にしました。佃からも 10 分から 15 分で行けるので、場所はそちらで進めています。

かぼちゃからのスタートについてですが、まるっきり素人なところから●●さんの紹介でかぼ

ちやを進める形になっています。

農機具についてですが、申請した後に知人から、小さいですけどトラクターを買わないかという事で買わせてもらって、トラクターを準備してあります。今後、機械に関しては必要に応じて増やしていきたいと思っております。

○2番（安部浩一委員）

最後ですけど、●●さんは解体業をやっています。就農した結果、あまり良くなかったので辞めましたということで、そこが解体車両置場になるという事は、まず無いですね。近隣が農地を耕作している関係上、そういう近隣の方の心配もあると思います。その心配を払拭するためにも、許可を出す時点でそれは無いですと断言して欲しいですが、それは大丈夫でしょうか。

○●●●●氏

はい、それは大丈夫です。私達の自動車解体業は許可の関係もありまして、なかなか田んぼを埋めたような場所では工場を建てて仕事をすることが出来ない状況です。東バイパスにある作業所に関しては、雑種地で昔、福田興業さんという建設会社が使っていたところをそのまま買わせて頂きまして、そちらの方で開発許可を得て、建物を建てて仕事をしている状況です。

今後、買ったところで解体業をやるとか、そういう事は絶対無いです。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、審議に移りますが、まず、豊川明子委員が議事参与制限となっている申請番号82番について、審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

事務局にお伺いします。●●さんが所有している土地に関してですけど、平成31年に3条で購入して、買った当時から自己保全はしているけれども、一回も作付けしていないと聞きおよんでいますけど、そもそも3条で買う条件としては、あくまでも耕作することが前提となっているはずなんですけど、1回も作付けしないで自己保全で売買に及ぶということ自体どうなんですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、説明をお願いします。

○事務局

これに関しては、3条の許可の段階で耕作するというので申請が上がっている訳ですけど、平成30年と平成31年に購入した農地となっています。

その後、こちらで確認できたのは、耕起しているという部分については航空写真で確認できています。その後、作付けが一時的にされたかは、確認は出来ませんが、耕作できなかったとして、その理由が、場所の問題なのか、労働力上の問題なのか、健康上の問題なのか、理由は様々あると思うんですけど、それによって農地を次の引き継ぐ方に売買することが出来ないという理由にはならないと考えています。当然、3条の不許可要件の部分にもあてはまらず、例えば、一作作っていないからならないということは、法律上の明確な規定はございませんので、今回は3条の申請する書類を揃えて頂いて事務局としては受理したということになります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

安部委員よろしいでしょうか。

○2番（安部浩一委員）

再度、突っ込んで聞きますけど、本来3条の目的は耕作目的で所有権移転したり賃貸借契約しているものだと理解しておりました。

1回も耕作しないで、自己保全しているから、したうちに入るんだと。航空写真でも耕起していないようには見当たらないと。航空写真でも細かいところは写りません。法律にないと言われましたけど、法律の解釈については、農水省にも法務局にも確認しましたが、同じことを言われました。

法律の文章に書いていないから良いんだということにはなりません。例えば農業者の良心に従って法律というのは形成されているものであり、書いてないから良いんだという事ではないと言

われました。まったく私はその通りだと思いました。

買う目的が耕作目的でないのであれば、4条や5条で買えばいいんだと思います。3条の申請なんていないんじゃないかなと思います。そういう解釈を事務方するのであれば、3条って何のためにあるのかなと感じました。私だけかもしれませんが、そういう理解のもとで3条の許可をするものだと思っているので。

それについて、事務方でも法律に書いてないからやってもいいんだということでは、大変な話なんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

安部さんの意見を参考に、今回は挙手のうえ、この件に関しては賛成否決の採決を取りたいと思いますのでよろしいでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

私、この件に関して賛否はできないのでこの案件に関しては、退席させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、総会会議規則の27条の中に委員は総会中みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない事由がある時は議長の許可を得てから退席することが出来るとありますので、そうすれば賛否が出来ないということですので認めたいと思います。

（安部浩一委員 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、澤田委員。

○9番（澤田今日一委員）

今の安部委員の退席のことですけど、賛否で退席するということは、それは認められるということですか。賛否で参加しないということは、農業委員としての役目を果たさないという事になる。来ているのに、自分の役目を果たさない。それよりなら、反対なら反対とここで言ったほうが良い。賛否できないから退席しますっていうのはどうなんでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それも一理あると思うんですけど、そこにも同席したくないという話が事前にあったので今回認めることにしました。

○9番（澤田今日一委員）

賛否に参加したくないから、退席というのがおかしいのではないかと聞きたい。それが退席する理由になるんですか。ここで農業委員は反対か賛成かの決をとるために集まっているんですよ。それを私は知りませんと言うのであれば、それはおかしいと思う。ここにいて反対なら反対、賛成なら賛成とやればいいだけの話で、それが理由となって退席できるんですか。

○事務局

今、議長の方からお話ありましたが、青森市農業委員会の総会会議規則の中でやむを得ない事由がある時は議長の許可を得て退席することができるという条文があるのみで、そのやむを得ない事由という部分について明確な記載がございませんので、議長の許可を得たということで今回の退席に至ったと考えております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいでしょうか。

○9番（澤田今日一委員）

ここにいて、反対なら反対ってやればいいだけの話なんです。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、大柳委員。

○4番（大柳建秀委員）

総会会議規則の確認ですけど、賛否の賛か否しかないのですか。賛成もしなければ反対もしない。投票でいうと白票を投じることが許されないのでしょうかということを確認したい。それが良いのであれば、退席する理由が全く見当たらない。

○事務局

総会規則の第24条、採決の部分で、採決にあたり可否を表明しないものは棄権したものとみなすという規定がございます。採決の際、現に議場にいない委員は評決に加わることは出来ないという規定がございます。

○4 番（大柳建秀委員）

農業委員の責務として、加わりたくないから退席するというのは、どうかなと思いますので、議長は今の話を聞いたうえでご理解頂いて、退席表明しなくてもいいのだから、その場にいることをお勧めして頂ければというふうに思います。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

私の自己判断で、先走りしましたが、安部委員の退席について先に進めたうえで、採決をとることにしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

意見を聞くよりも賛否で決した方が早いと思うんですけれども。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

安部委員の退席について、賛成の方挙手をお願いします。反対の方。

（賛成挙手 0 反対挙手 13）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

反対多数ということで安部委員を再度入場させて頂いて、そのうえで、賛否を取りたいと思います。

（安部浩一委員 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

安部委員、82 番の新規就農に関しては、安部委員も同席のうえ、賛成反対を挙手でお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、大柳委員。

○4 番（大柳建秀委員）

農地法の第 3 条の許可の基準ですけれども、横長の一覧が出ておりまして、農地法第 3 条調査書というのがお手元にありますけれども、この一番上の部分に農地法の第 2 条第 1 項から第 2 項の第 7 号まで、これに抵触すれば許可ができないとなっております、概ね現所有者のことではなく、今回の事例でいけば、●●さんが適正かどうか焦点となりますので、発言させて頂きま

した。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

改めて 82 番の●●さんについて挙手のうでで賛否を決めたいと思いますがよろしいでしょうか。●●さんの新規就農に関して、賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数ですので、●●さんの新規就農を認めたいと思います。

○事務局

議長、すみません。採決に関して賛成の方の人数の確認をしたいので。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、再度挙手をお願いします。

○事務局

申し訳ございません。推進委員の方は採決には入りませんのでご了承ください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。●●さんに関しては、新規就農を認めたいと思います。ありがとうございます。した。

○事務局

議長、すみません。今のところ賛成が 10 名でしたが、その他が反対と棄権になりますので、その確認をお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

失礼しました。事務局から指摘がありました。

反対の方、挙手をお願いします。

挙手がないということで、棄権が 3 名ですか。

○事務局

事務局の方でまとめさせていただきます。今回の採決の結果ですけれども、賛成が 10 名、反対が 0 名、棄権が 4 名。

今回の出席者 16 名ですけれども、議長と今回の議事参与である豊川明子委員は除かれております。賛成 10 名、反対 0 名、棄権 4 名の合計 14 名となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいでしょうか。それでは、賛成多数と認め、そのように決定します。
豊川明子委員を入場させてください。

（豊川明子委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、遅れていた、3 ページ目の所有権移転 申請番号 86 番の●●●●さんがお見えになりましたので、事情をお聞きの上、ご審議願います。
では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

まず、簡単に自己紹介と、申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

名前は●●●●と申します。年齢は 30 歳です。動機としては、今の物価高に伴っての価格の高騰や、今後の仕事に対するスキルアップというか、自分で自立して今後を見据えるようにしたいと思い申請しました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。
質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

●●さん大変ご苦勞様です。4 点程お尋ねします。

叔父さんから一緒に農業をやらないかと持ち掛けられて決定したと記述がありますが、どのようなことを一緒にやらないかと誘いを受けたのか具体的に決まっていたらお知らせ願いたい。
2 点目ですね、隣接する土地を購入したいと記述がありますが、これはどういう事なのか。

○●●●●氏

すみません。今のもう一回お願いしても大丈夫ですか。

○1 番（秋谷進委員）

隣接する土地を購入することも可能だという記述がありますが、これはどういう事か。よろしいですか。

○●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

次 3 点目。出荷先はその他となっていますが、どういうところを考えているのか。

4 点目ですね。農業は非常に技術が第一でして、技術によって差が大きいです。●●さんまだ 1 年生のようですが、どういう所で勉強しようとしているのか、具体的に考えていけば。この 4 点をお知らせ願います。

○●●●●氏

まず、1 つ目の叔父からの農業をやることについてですが、野菜等の値段の高さや仕事をやらせてもらっている中で、最終的に自立をして一つの事に対してやっていける、今後自分が年を取って子供や孫にも遺産として残せればなと思って、叔父の方から話があった時に良い話だなと思ってやりたいなと思いました。

隣接する土地を購入するというのは、叔父も畑を持っています、そこに隣接する土地がありまして、そこを購入して近くで色々学びながら出来ればと思いました。出荷ですが、ネットや SNS もそうですし、わくわくランドとかでマーケット等もやっているという話も聞いたので、そういうところにも出来るのであれば出したいと考えています。

技術に関しては本当の 1 年生なので、知っている方がいれば教えてもらったり、ネットでも調べながら、まだ 30 歳なので頭をフル回転させながらやっていきたいと思います。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

技術の勉強の場ですけれど、農業面充実しております。青森市役所農業政策課、そこに相談しても、こういう技術を勉強したいと言えば紹介してもらえし、農業委員会も青森県で優秀な農家の方がそろっている委員会ですので、農業委員会に相談してもらってもいいですし、県は各地域に地域県民局とありますので、地域県民局の中の農林水産事務所に相談すれば、技術の研修面など相談できますので、そういうところを利用して勉強して頂ければと思います。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。2点程お伺いします。●●さんの叔父さんですが、●●さんという方でよろしいでしょうか。

○●●●●氏

はい、そうです。

○2番（安部浩一委員）

●●さんも3ヶ月前に新規就農したばかりで、土地を購入したばかりで、さらに今回その隣を買って面積でいえば、2町4反歩くらいですね。3筆あるうちの3つ目を●●さんが購入するというところでよろしいですね。

○●●●●氏

はい。

○2番（安部浩一委員）

農機具は有限会社澁谷農場さんでお貸し頂けるということで、●●さんの所有権移転の分と今回申請上がっている分で4町歩近くの面積をその借りた機械でやるという理解でよろしいですか。

○●●●●氏

はい、そうです。

○2番（安部浩一委員）

場所的なものですが、ここの地区って小牧野遺跡の近くで鳥獣被害も多いし、植える品種みても、結構苦しむのではないかなと。叔父さんと同じ会社に働いていますよね。矢田にある建設会社で叔父さんは建設会社を経営しているはずですけど、場所も場所だけに不法投棄や違反転用も多い地区ですよ。ダメなので、後から辞めましたって事は無いですよ。

○●●●●氏

それは無いです。

○2 番（安部浩一委員）

私が言いたいのは、作付けは、作る人の自由だと思うんだけど、あまりにも短絡的な営農計画なのかなという感じがせざるを得ないわけです。

これだけの面積ですよ。稲作と違って、畑作って人数でやるのも大変な作業ですよ。全部で4町歩近いところを、にんにくなんて手間がかかりますし、私もブルーベリーを1町8反歩くらいやっているけど大変な作業ですよ。一人じゃとても出来る話じゃないし、それを簡単にあんな山奥で。機械は全て借用、それはどうなんですか。よっぽど覚悟決めてやるか、二足の草鞋では、なかなかこの面積は出来ないという感じがせざるを得ないんですけど、その点はどうでしょうか。

○●●●●氏

今、おっしゃって頂いた通り、全然右も左もわからなく、これはこうしてもらった方がいい、もっと人が必要だと、そういうのは今後ご指導してもらいながら、必要なものであれば、これは絶対必要だ、これはあった方が楽だよと皆さんに教えて頂きながら、少しずつ物とか人とか増やせるようにやっていきたいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○●●●●氏

すみません。●●でございます。補足させて下さい。

ここの土地は3筆あったんですけど、7月の農業委員会総会の際にご了承頂きまして、すぐ作付け、お試しだったんですけど、やってみました。大根とかぼちゃ、人参もやったんですけど、人参はあまりよろしくなかった。エンサイというのもやりましたがよろしくなかった。

正直、土を作るところをすっ飛ばして素人がやったものですから、いくらお試しとはいえ、出来たものは、たかが知れている。

そんな中で引き取って頂けるような大根が今、育ちまして収穫まで進んでおります。1筆買って、もう1筆申請させてもらっています。さらに1筆となった場合に、私の方で手に余るということで、甥っ子である●●に声をかけて、1筆責任をもってやってみないかと。

これは、正直後に残すつもりで声を掛けております。

最終的には、農業で、この土地で食べていけるようになるようになるまで、私が後押ししていくつもりでいます。そのつもりでもう1筆購入しました。

ただ、耕作だけを任せるのであれば、やはり責任感というのが出てこないの、自分でも少し身を削って、自腹を切って本気になってやっていくんだというような話でございます。まだ一人

でやらせるだけではなく、甥っ子にも子供がいますので、先程言っていましたけれど、子孫に繋がるように、何かを残していけるようにと思って、この話を申請させて頂きました。その点、補足させて頂きます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、成田委員。

○14番（成田貴吉委員）

14番成田です。●●さんご苦勞様です。雇用の方を見ると、常勤雇用が男性1名、臨時雇用が男性2名、女性2名となっていますが、この雇用の方は建設会社から引っ張ってくるんですか。それとも自分で新たに見つけて雇用するんですか。

○●●●●氏

はい、その点に関してなんですが、新たに雇用をかけさせて頂きたいと思っています。

○14番（成田貴吉委員）

1町2反歩、中川さんの分と合わせて4町歩近くあるので、人がいなければ手が回らなくなるのは目に見えていますので、雇用の方をなんとか見つけて下さるようお願いします。

○●●●●氏

はい、ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、当該申請 86 番について審議を行います。

ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、3 ページの所有権移転 申請番号 88 番の審議を行うにあたり、成田貴吉委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（成田貴吉委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

成田貴吉委員を入場させてください。

（成田貴吉委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 44 号、45 号及び 46 号は関連がありますので、一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 3 件、利用権設定が 2 件の合計 5 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページ、利用権設定の案が 6 ページから 7 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 45 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該利用集積計画決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

また、7 ページ目の議案第 46 号につきましては、以前に農地中間管理機構が利用権の設定を受けているもので、今回は、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見を求められています。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、本案について、当該計画等のおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 47 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、引き続きまして内容について説明させていただきます。資料に沿って説明させていただきます。右上に議案第 47 号関係資料と書かれた資料をご覧ください。こちらの資料をもとに説明させていただきます。

令和 5 年度青森市農作業標準労賃等について、先般実施させていただきましたアンケートに沿って内容の方、案としてあげております。

農業委員及び推進委員の皆様、それと青森市認定農業者協会会員の方々からアンケートにお答えいただきまして、アンケート回答状況ということで関係資料の最初にあげております。

それから、1 ページの 2 番ですけれども、アンケート結果を踏まえた農作業標準労賃等への数字の反映の仕方ということで考え方を載せております。こちら基本的には昨年度と同様の考え方になっております。

まず、アンケートの結果に基づきまして金額の方、アンケート結果「標準額は適当である」という回答を頂いたものが過半数を占めたもの、この項目につきましては金額、前回と同様ということで設定しております。これが考え方の一つの基本です。

それと同時に青森県の最低賃金、こちらの方を下回る場合は最低賃金に合わせて金額を改定しております。

青森県の最低賃金ですけれど、令和4年度に比べて上がっております。こちらの方、時間単位で公表されておりました、これを1日8時間と1日単位に直すと6,824円ということになりますので、そちらの方を新しく令和5年度の標準労賃等に反映しております。

具体的な金額ですけれども、資料の2ページ目3ページ目をご覧ください。2ページ目が青森地区、3ページ目が浪岡地区ということで、令和5年度の数値を載せております。変更点としましては、1番の農作業労賃が、先程申しました青森県の最低賃金をもとに変更になっております。

昨年度まで、1日6,600円というのが基本となっていましたけれども、これですと令和4年度の青森県の最低賃金を下回ってしまいますので改定ということにしまして、最低賃金を上回る6,900円で設定しております。

それから2番の農作業受委託料金、こちらアンケートの結果、それぞれ標準額が適当であるという項目が全て過半数を上回っておりますので、昨年度と同様の金額としております。

4ページ以降につきましては、様々昨年度以前の状況ですとか、項目毎の詳細なアンケート結果ですとか、他の自治体の参考までの金額ということで色々と載せておりますので、ご必要に応じてご参照くださればと思います。内容についての説明は以上となります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、本案について決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第28号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用届出が3件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第29号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が6件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第30号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 24 件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 31 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 2 件です。

なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続いてその他に移りますが、皆様から何かございますか。

○事務局

（賃借料情報提供に係る方針確認について説明）

（次回の月例総会は 1 月 13 日（金）午後 1 時から、場所は浪岡中央公民館 1 階大ホールで開催予定の連絡）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、令和 4 年度第 9 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。